

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名          |
|-------|---------------|
| 9     | 国民健康保険税に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

古平町長

## 公表日

令和6年9月3日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                                  |   |
|---|---|
| ①事務の名称  | 国民健康保険税に関する事務   |
| ②事務の概要  | 地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。<br>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。<br>1. 国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収<br>2. 国民健康保険税の納付証明書発行<br>3. 口座振替処理<br>4. 過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理<br>5. 督促及び催告処理<br>6. 滞納管理<br>7. 地方税法に基づく調査<br><br>情報提供に必要な情報を「副本」として登録した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 |
| ③システムの名称  | 国民健康保険システム、収納消込・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |   |
| 1. 国民健康保険税ファイル<br>2. 国民健康保険税収滞納ファイル<br>3. 団体内統合宛名ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用  |   |
| 法令上の根拠  | 番号法 別表24、44の項<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                              |   |
| ①実施の有無  | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠   | 番号法第19条第8号<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>【情報提供】なし<br>【情報照会】48,69,71の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                                     |   |
| ①部署   | 町民課保険係  |
| ②所属長の役職名  | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関   |   |
| なし  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                |   |
| 請求先   | 古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                              |   |
| 連絡先   | 古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |  |  |
|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span> |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

